

# 船舶事故調査報告書

平成28年5月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年1月6日 14時18分ごろ
発生場所	広島県尾道市向島観音崎南南西方沖 大浜崎灯台から真方位119° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 20.6′ 東経133° 12.2′）
事故の概要	砂利運搬船兼貨物船第五十八親力丸 <sup>おやりき</sup> は、南南東進中、また、貨物船第八祐徳丸 <sup>やうとく</sup> は、錨泊中、両船が衝突した。 第五十八親力丸は、左舷船尾部のハンドレールに曲損等を生じ、また、第八祐徳丸は、右舷船尾部外板に凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月7日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 砂利運搬船兼貨物船 第五十八親力丸、1,357トン 128518、親力海運株式会社 B 貨物船 第八祐徳丸、199トン 134845、株式会社新光海運
乗組員等に関する情報	A 航海士A、四級（航海） B 船長B、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部のハンドレール及びポラードに曲損等 B 右舷船尾部外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮流 北西流約1.2ノット（布刈瀬戸 <sup>めかり</sup> ）
事故の経過	航海士Aは、船首方にB船を視認した際、B船の船尾方が見えているので、B船はA船より速力の遅い同航船であり、追い越すまでには時間があると思い、周囲の小型船に注意を向け、航行を続けていたところ、B船と至近に接近してB船が錨泊していることに気づき、キック効果で避けようとして、右舵を取った後、直ちに左舵を取ったが、間に合わず、衝突した。 B船は、機関修理のために錨泊し、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を船首に掲げていた。 船長Bは、B船の船尾方に接近するA船を認め、A船がB船の船尾方約1Mに接近してもA船の針路及び速力に変化が見られないので、A船に対して汽笛を吹鳴した。
分析	A船は、航海士Aが、B船を同航船だと思い、周囲の小型船に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、B船が錨泊船で

	<p>あることに気付くのが遅れたものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、接近するA船を認め、汽笛を吹鳴して注意を喚起したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船の航海士Aが見張りを適切に行っていなかったため、A船が錨泊中のB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中は、常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>